打合記録

作成年月日　2018/4/13

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT：　2020/2/18

作成者　[redacted]

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］　（訂正版）	開催年月日	H30.4.12
		時間	9:30-10:30
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部指導課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城事務所> 細組主査、遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店>[redacted]		
配布資料		配布先	

	発言者	対応者
［概要］4/9日本建築センター(BCJ)第3回部会の概況報告と今後の課題の整理		
・今回は、[redacted]の出火に対する消火が担保できるスプリンクラーの考え方について、避難困難者対策として器具の他に階段室内に消防の救助を待つ待機スペースを設けること等を協議した。	[redacted]	
・特に先生方から異論はなかったが、[redacted]次回部会までにもう少し合理的なシステムが考えられないか検討予定。	[redacted]	
・階段室内の待機スペースや前回部会で説明した避難用の器具についても、避難困難者対策となっているか確認した。ＮＧと言われなかったが、それで対応できる人数までしか入れないようにする人数制限が必要と指摘があった。	[redacted]	
・BCJ事務局から部会はあと２回で終わる予定と言われている。今BCJに審査を依頼している防災計画書には、「消火・救助」「管理・運営」の章が含まれていない。このままBCJの審査が終わると評価書にその部分が不足していると書かれ、建築審査会に用をなさない恐れがある。	[redacted]	
・BCJの審査スケジュールを調整してもよいが、まずいつ頃策定できそうなのか、名古屋市としての予定をお知らせいただきたい。	[redacted]	
・避難器具の緩和についても審議しているが、「BCJとしては避難器具が設置されていなくてもこういう条件であればいいのではないか、というところまでは言えるが、行政がすべき緩和の最終的な可否の判断まではできない。評価書もそういう書き方になる」と事務局から言われた。	[redacted]	
・避難器具の設置を緩和を検討する場合は、システム評価がされると考えていた。システム評価以外、今回の復元で避難器具を免除することは難しいと思われる。	服部係長	
・１月に消防設備安全センターに避難器具緩和のシステム評価の可否について事前相談に行っているが、安全センターで審査はできると返事は貰っている。しかし前例もないし、法令にクリアすべき基準も示されていないので、安全センターとして最終的に評価書を出したはよいが名古屋市としてその内容・条件では32条特例で緩和できないとなってはいけないので、予め名古屋市としての条件を示してほしいと言われている。	[redacted]	
・その後、東京の有明アリーナの事例もあるので、システム評価でなくBCJの防災評定の方で何かとならないかという話だったので安全センターとはその後協議はしていない。	[redacted]	
・消防局内部で対応を再度確認して連絡する。	服部係長	
・スプリンクラーについては、感知スピードを上げるためなら放水型のようなものにしてはどうか。	池田主任	
・一斉開放弁が多くなる。配管が太くなるなどハードルが高い。一方、感知器連動だと誤作動の恐れがあるため、放水型としても感知器＋手動での運用ではと考えている。	[redacted]	
→手動だと木造を濡らしてはいけないという思いからためらいがでる恐れがある。自動で散水される方がよい。	服部係長	
・その他の課題として、可搬式放水砲の是非・設置位置、セキュリティとしてITVの監視体制などがまだ残っている。	[redacted]	
・大天守東面の窓が進入口として法定の寸法に不足しているが、設置数で補うという方針についてもまだ残った課題では。	遠藤技師	
・開口寸法も法定通りにならないか。	服部係長	
・東面の窓と他の立面の窓と大きさが違うとおかしな復元ということになってしまう恐れがある。	[redacted]	
・天守閣部会の先生方からも指摘される可能性がある。	遠藤技師	
・外壁がセットバックしているが、はしご車が届くか検証してほしい。	服部係長	
以上		
次回 4/25(水)09:30～		

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT： 2020/2/18

作成年月日

作成者

		主担当GL	日付 ㊞
会議体名称	名古屋城天守閣整備事業	開催年月日	H30.4.25
		時間	9:30-10:30
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部指導課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城事務所> 纐纈主査、遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店>[redacted]		
配布資料	・BCJ4/9第3回部会議事録・部会配布資料 ・H300105消防設備安全センター議事録 ・はしご車検討図	配布先	

	発言者	対応者

［概要］4/9にあったBCJ部会の報告をし、避難器具設置緩和に対しシステム評価について協議した。

- 前回議事録について、一部訂正あり。
- 4/9にあったBCJ部会の報告。

- 避難器具設置緩和については、地下からの避難器具を使っての避難する場合の区画の基準があるので、それを念頭にしている。不燃区画で防火戸を設置し、はしごかタラップで避難する。（「直通階段の取扱」に記述がある）
  - 今回もそれに倣うようなことを考えている。早期の確実な初期消火。消防隊到着までの滞留避難。自火報は煙感知器と熱感知器の2つ設置。ITVによる常時監視。などなど。
  - 文書でいただけないか。
  - 後でお渡しする。（後述）

- はしご車の大天守への到達の可否について、チェック資料を提示。
  - 各階の屋根の先端の出が大きいので、通常のはしご車では１階窓しかアプローチできない。また、先端屈折式のはしご車でも１・２階にしかアプローチできないことがわかった。
  - もう少し屈折する先端の長い消防車を５年後までに購入していただくとかできないか。
  - 窓の開口寸法は、規定通り高さ1200mm取れないか。あと50mm程度だがなんとかならないか。
  - 有効寸法は不足していても、開口面積は不足していない。規定から外れているのはわかるが、その分設置箇所数で補うということで今まで協議してきたが。
    - 建築基準法の代用進入口の規定であれば、設置間隔が10mに1ヶ所であるが、もっと多くとることは可能なので、その方が救助活動等に役立たないか。

- 現在の天守閣が5/7より閉館となるが、今の用途は博物館だが、閉館後は倉庫と考えている。２本の階段が螺旋状に設置されている階段の内、１本を一部撤去するので、１本しか使用できなくなる。倉庫としてなら問題ないと考えるが、消防上の必要な手続き・届出等はあるか。
  - 特にない。

次回、5/15(火)09:30～

以上

4/25夕にメールでいただいた内容は裏面。

１．先端屈折はしごの屈折部分の長さの件ですが、まず名古屋市消防局にて保有している先端屈折はしご車は全て３０ｍ級です。そして、現有車両の屈折部分の長さは２．５４ｍ～２．５６ｍになります。今年度新規配置される予定の３０ｍ級はしご車は屈折部分が３．７６ｍとなるようです。

２．システム評価に係る内容・条件の件ですが、消防局として”条件”を示すわけではなく、概ねお話しした内容のものが入っていれば支障ないものと考えるものです。また後日改めて、内容について提示願います。

- 早期かつ確実に消火する措置を行うことー消防隊が到着するまでの滞留避難＋階段への延焼防止：[redacted]（高天井部分に設置することの適応性を確認）：木扉を十分に濡らすようヘッドの配置に留意すること：屋内消火栓設備（１人で操作できるものに限る。）又は補助散水栓により全域包含すること（補助散水栓の場合、必要個数が増えます。）
- アナログ感知器等により火災信号よりも早期に対応できるようにすること
- ITVカメラでの常時監視を行うこと
- 各管理場所に表示盤及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置し、通報・移報体制の確保をすること
- 階段及び階段周囲の排煙を有効なものとすること（自然排煙口、たれ壁等の設置）（階段及び階段周辺の安全性の担保（階段での利用を考えた場合に滞留を考えると階段周辺部分の安全性を考慮しなければいけない）１次安全区画、２次安全区画のような安全区画があれば望ましい）

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT： 2020/2/18

作成
年月日

作成者 [redacted]

				主担当GL	日付	印
会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］		開催年月日		H30.5.15	
			時間		9:30-10:30	
			場所		消防局	
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店>[redacted]					
配布資料			配布先			

内容	発言者	対応者
［概要］4/9にあったBCJ部会の報告をし、避難器具設置緩和に対しシステム評価について協議した。		
・ 避難器具の設置緩和にあたって、消防設備安全センターでシステム評価を受けるという方針となったが、確認事項を整理させていただきたい。	[redacted]	
・ 安全センターとの協議を再開し、日本建築センター(BCJ)に提示している防災計画書案も提示してよいか。	[redacted]	
・ よい。	池田主任	
・ 安全センターとの議事録にもあるように、名古屋市としてどこまでをシステム評価の対象と考えているかがはっきりしてほしいと言われていたが。	[redacted]	
・ 避難器具の設置緩和に限ってということでよい。	服部係長	
・ 4/25にメールで頂いた項目(裏面)は、システム評価を受けるにあたって名古屋市消防局からの「条件ではない」とあるが、どのように対応すればよいか。安全センターとの協議の中で採用・不採用を決めたり、代替案等を検討してもいいものか。	[redacted]	
・ 絶対条件ではないが、通常必要な設備にさらに追加されればシステム評価が取りやすくなるのではないかとの考えから提示した。安全センターとの協議の中で変更があるのは構わない。	池田主任	
・ 消火栓について、スプリンクラーと消火栓は水源は同じ（水槽兼用）でよいか。	[redacted]	
・ よい。	池田主任	
・ 消火栓は一人で操作できれば、広範囲型でも、易操作型、補助散水栓でもよいか。	[redacted]	
・ よい。補助散水栓であれば、包含距離は１５ｍになる。	池田主任	
・ ITVカメラは何を監視する目的とお考えでしょうか。	[redacted]	
・ 放火や不審者の監視を考えている。	池田主任	
・ 消防隊進入口の開口寸法の不足について		
・ 何に規定されているものですか。建築基準法の代替進入口のことであれば法第3条の適用で寸法についても緩和されると思いますが。	[redacted]	
・ 名古屋市火災予防条例で規定されている。	池田主任	
・ 昨年度から説明していたように、１ヶ所あたりの寸法は不足していても、箇所数を多くすることで対応できないか。	遠藤技師	
・ 寸法不足の進入口がいくつもあるより、寸法の合う進入口が１か所あったほうがよい。	服部係長	
・ 安全センターのシステム評価の中で一緒に検討してもらうというのはどうか。	[redacted]	
・ 安全センターにあげるものではないと考える。	服部係長	
・ 放水銃で窓から救助活動をサポートするなどしても、代替にならないか。	[redacted]	
・ 進入口は進入・救助、放水銃は消火、というようにジャンルが異なるものなので代替えと考えるのは難しい。	服部係長	
・ 数多く設置するというよりも、案として、消防隊が進入しやすくなるように屋根にタラップ・グレーチング等をつけることで進入しやすくする措置を取る、という例はある。 また、命綱を確保できる丸環を外壁につけておくというのもあるかもしれない。	服部係長	
・ 窓の内側にある縄梯子を救助の際に外側に垂らすというのはどうか。	遠藤技師	
・ 消防隊の進入に合わせて内側から誰かが操作しないといけないので、合理的でない。	服部係長	
・ 近々に安全センターにアポを取って協議再開のお願いに行く。	[redacted]	
以上		
次回、5/30(水)09:30～		

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT :　　2020/2/18

作成年月日
作成者 [redacted]

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	H30.5.30
		時間	9:30-10:30
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店> [redacted]		
配布資料	・安全センター打合記録(H30.3.29付消防庁報道資料「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」の公表)	配布先	

内容	発言者	対応者
［概要］5/23にあった消防設備安全センター(以下、安全センター)との事前相談の報告をし、システム評価、進入口について打ち合わせした。		
・ 安全センターからは、避難器具の設置緩和のシステム評価については、救助の考えで行けるのではないかとの意見をいただいた。	[redacted]	
・ スプリンクラーがあって火災が拡大しない → 安全に階段室まで避難できる → 避難器具がなくても待避スペースで待機するか、避難補助具で下階に降りれる。という上手に避難できるというシナリオが必要とのことだった。	[redacted]	
・ こういう内容で、システム評価の評価書が得られれば、令第32条特例で避難器具が緩和されるという認識でよいか。	[redacted]	
・ よい。	池田主任	
・ 安全センターとの打合記録に避難補助具の種類について言及があったのであれば書いておくこと。	遠藤技師	イス担架等と記入
・ 名古屋市消防からいただいた避難器具緩和のためシステム評価を受けるにあたってのほぼ条件というのは、安全センターとの協議で必ずしも必要としないと判断されれば取りやめも可能か。	[redacted]	
・ 可能だが、必要としない理由を知りたい。その理由によって名古屋市にて判断したい。	服部係長	
・ 屋内消火栓について、大天守５階に設置するのは意匠上なかなか難しいところがある。包含距離が満たせれば、４階から延長することは可能か。	[redacted]	
・ 避難者と逆行する形で５階にホースを伸ばすことになるので、難しいと考える。	服部係長	
・ 消防隊進入口について		
・ 安全センターでは条文に「はしご自動車を使用して消防隊が進入することができる」「高さ31メートル以下の部分にある３階以上の階」とあるので、今回ははしご車が２階までしか届かないというのであれば、特に進入口を設置しなくともいいのではないか。 また、今回北階段を使って避難待避を検討しているので、どこまで進入口を重視する必要があるのか。 といった話があった。	[redacted]	
・ 屋根の先端にしか届かなくても進入・救助をしないといけない場合もあるので、はしご車が窓に届かないから不要とするものでもない。	服部係長	
・ 開口寸法が不足していても、壁を破壊して開口を拡げる等の対応は考えられないか。	[redacted]	
・ 破壊進入というのは、壁の破壊までを含んでいない。ガラスの一部を破壊して内部のクレセントを回して窓を開放することを言う。	服部係長	
・ 建築センターも進入口の寸法不足については特に問題視はされなかった。各地の伝統建築物では、小さい開口部を進入口とするということで地元の消防と救助活動の計画をたてている。	[redacted]	
・ 消防隊進入口について条例にしている自治体は少ないので、そういうところと同一視されても困る。	服部係長	
・ 腰壁の高さが1200mm以上ある件については。	遠藤技師	
・ 開口の内側に台等の設置し、1200mm以下とみなすことはできるか。	[redacted]	
・ 有窓無窓の質疑回答にあるが、「台の幅は開口以上、高さ30cm以下、奥行30cm以上、不燃材、堅固な構造、壁面と隙間なく床に固定すること」を満たせば良い。	服部係長	
・ 史実に忠実というところとの両立があるので、持ち帰りたい。	遠藤技師	
・ 放水銃を内苑に設置してはどうかという案を以前竹中より提示したが、法規上とくに必要とするものでなければ、提案を取り下げたいが。	遠藤技師	
・ 構わない。	池田主任	
以上		

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT： 2020/2/18

作成年月日

作成者 [redacted]

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］　　　　（訂正版）	開催年月日 時間 場所	H30.6.13 9:30-10:45 消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 纐纈主査、遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店> [redacted]		
配布資料	・5/23安全センター打合記録訂正版、建築センター打合記録+配布資料 ・天守東側消防活動空地検討図 ・大天守4・5階消火栓設置検討図 ・消防法チェックリスト	配布先	

	発言者	対応者
［概要］5/23にあった日本建築センターの第４回部会の報告をし、その他協議をした。		
・防災計画書に載せる予定の図で、天守東側での消防車寄付きの位置を図示したい。	[redacted]	
・天守南東側のＢの位置とする。	池田主任	
・大天守4・5階消火栓設置検討図 　・前回、４階の消火栓で５階全域を包含できても、避難者と逆流する形で、５階にホールを運ばないといけないので、現実的でないとご指摘を受けたが、今回は階段中央に付加する手摺を設ける計画であるため、その半分に避難者が流入しない措置を講じれば、５階への包含を是としていただけるか。	[redacted]	
・非常時にはこういうルールを守ってもらうのは難しい。５階で出火すれば我先に一斉に逃げ出すので難しい。	服部係長	
・消防関連の法チェックリスト 　・建築概要に軒高を記載すること。	服部係長	
・本丸御殿と小天守は離隔がないため、屋外消火栓は法的に必要。（スプリンクラーで<u>代替も可能</u>）	池田主任	
・大天守5階系統のアラーム弁は4階に4階系統とは分けて設置してもよい。（統合は不可）	服部係長	
・（後日遠藤技師経由で連絡）消火ポンプの非常電源はエンジン付ポンプではなく、非常用発電機とすること。		
・5/23建築センターでの第４回防災評定の部会の報告をした。 　・「逃げ遅れ者の避難計画」の資料で、ナカ工業のＵＤエスケープの参考写真が載っているが、議事録の中で椅子担架等での救助が是とされているので、写真もそれに差し替えておいてほしい。	遠藤技師	
・部会の議論を踏まえて資料を修正するので、その際に写真も差し替えておく。	[redacted]	
・５月末に復元天守のバリアフリーの方針として、エレベータを設置しない、と公表したのでお伝えしておく。	遠藤技師	

次回、7/12(木)、09:30～

以上

打合記録

作成
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT： 2020/2/18

作成者 [redacted]

		主担当GL	日付	㊞
会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	H30.7.12	
		時間	9:30-10:15	
		場所	消防局	
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 池田主任 <名古屋城総合事務所> 縦瀬主査、遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店> [redacted]			
配布資料	・安全センター打合記録(7/4) ・システム評価資料目次案 ・BCJ第5回部会指摘事項回答書(7/4打合記録)	配布先		

	発言者	対応者
［概要］7/4にあった日本消防設備安全センター、日本建築センターの第5回部会の報告をし、その他協議をした。		
・前回(6/13)打合記録で、『本丸御殿と小天守は離隔がないため、屋外消火栓は法的に必要。（スプリンクラーで減免）』について、①屋外消火栓は既存で包含されているのではないか？ ②減免ではなく「代替も可能」と訂正すること。	池田主任	
・前回(6/13)打合記録で、消火ポンプの非常電源について、非常用発電機とするよう連絡を頂いたが、「非常電源専用受電設備」で検討し直したい。	[redacted]	
・本丸御殿は専用受電となっている。	西村技師	
・名古屋城としては専用受電にしたいが可能か。	西村技師	
・そのとおり。認定キュービクルまで耐火措置がなされているつもりでいる。	池田主任	
・鋼製配管か埋設になっているので、対応してあると思われる。	[redacted]	
・一次側（中電側）が停電の場合はポンプは起動しない。	[redacted]	
・安全センターからは、防災計画書をシステム評価の資料用に構成を組み替えるように指示を頂いたので、その対応をする。実質的な協議はそれからになりそう。	[redacted]	
・建築センターはもう一回部会で協議予定。出火地点によって避難誘導が異なるので、シナリオを数ケース用意するように指摘を頂いた。	[redacted]	
・仮収蔵庫については計画を取りやめたことをお伝えしておく。6月議会にも予算をあげていない。	遠藤技師	

以上

次回は8/1(水) 09:30～

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT : 2020/2/18

作成年月日
作成者 [redacted]

主担当GL 日付 ㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 [消防協議]	開催年月日	H30.8.1
		時間	9:30-10:30
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店>[redacted]		
配布資料	・システム評価資料案(8/1)	配布先	

	発言者	対応者
[概要] システム評価資料案を提示し、指摘・指導を頂いた。		
・前回(7/12)打合記録で、「認定キュービクル」とあるが「告示準拠品」に訂正すること。	池田主任	

・システム評価資料案について
  - 1-1、2-1ページの表について、指摘部分を修正
  - 3-22、3-23ページの図のはしご車での侵入可能範囲は間違っているので、削除する。
  - 3-14・4-3の図、3-8・4-2の図、3-25・4-7の図、3-22・23・4-5・6の図が重複している。
  - 2-1と4-14ページの表を整合させること。
  - [redacted]の防災拠点の名称を検討したほうが良い。
  - 通報先は消防署でなく、「消防機関」「消防指令センター」とすること
  - 「水平閉鎖戸」も表記がまちまちなので、統一すること

  等

以上

次回は8/22(水) 09:30～

8/8(水):「建築センターへ提示する避難・消火シナリオについて、本日、消防局規制課からご意見いただきましたので送付します。」
  - 水平遮煙戸はどう連動するのか。どこで出火した場合、どこが稼働するのか。

    → 南・北階段の各階天井に設置する煙感知器と連動させる。[redacted]
  - [redacted]

    安全を確認した後に誘導するのであれば、「安全が確認され次第、誘導しますので、それまで待機して下さい」など非常放送するなどが必要では。

    → [redacted]
  - １ページ目、消火シナリオで「スプリンクラーで確実に消火する。」は「スプリンクラーにゆだねる。」
  - 各所「さっさと避難させる」は「速やかに避難させる」
  - 全体に複雑で、わかりにくい。すっきりさせられないか。

打合記録

作成年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT:　2020/2/18

作成者 [redacted]

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］　　（訂正版）	開催年月日 時間 場所	H30.8.22 9:30-10:30 消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 纐纈主査、遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店> [redacted]		
配布資料	・前回議事録（付記：避難誘導シナリオへの指摘事項と回答案） ・避難誘導シナリオ8/22 ・日本建築センター7/30本委員会指摘事項回答書 ・（回答案）表階段断面詳細図、階段実験	配布先	

内容	発言者	対応者
［概要］避難誘導時のシナリオに対する指摘事項と、日本建築センター（BCJ）7/30本委員会の指摘事項に対する回答について打合せした。		
・避難誘導時のシナリオに対する指摘事項について		
・水平遮煙戸はどう連動するのか。どこで出火した場合、どこが稼働するのか。	消防指摘事項	
→ 南・北階段の直上直近の各階天井に設置する煙感知器と連動させる。[redacted]	[redacted]	
→ 防災拠点で、水平遮煙戸が閉鎖した位置がわかるようにすること。	服部係長	
→ 消防活動のこともあるので、閉鎖した水平遮煙戸は手動で開くようにもすること。	服部係長	
→ ３種の専用感知器を使うことになる。	[redacted]	
・[redacted] 安全を確認した後に誘導するのであれば、「安全が確認され次第、誘導しますので、それまで待機して下さい」など非常放送するなどが必要では。（消防指摘事項）	消防指摘事項	
→ [redacted]	[redacted]	
→ 全館放送までの遅延時間が５分かどうかは消防指導によるところ。	[redacted]	
→ 名古屋市では、最大10分としている。	池田主任	
→ 上階の避難者が階段を下りているのが見えるのに、待機を強いられるとパニックの恐れがある。あえて待機させないで、『［出火階より下階］北階段での避難に限定する』とあるところを『上階からの避難で使用していない階段に誘導する』とできないか。	服部係長	
→ そのように訂正した上で、BCJで意見を伺うことにする。 　　→ 非常放送については以下のようになっている。 　　　・感知器発報放送「係員が確認してます」 　　　・係員が火災を発見したら火災放送（二報）のボタンを押す 　　　・そうでなければ、タイマーで最初の自火報発報後最大10分後に全館に放送（二報） 　　　・二報（火災断定放送）「火事です火事です」	[redacted]	
・１ページ目、消火シナリオで「スプリンクラーで確実に消火する。」は「スプリンクラーにゆだねる。」	消防指摘事項	
→「スプリンクラーにゆだね確実に消火する。」とします。	[redacted]	
・各所「さっさと避難させる」は「速やかに避難させる」	消防指摘事項	
→ そのように訂正します。	[redacted]	
・全体に複雑で、わかりにくい。すっきりさせられないか。	消防指摘事項	
→ 善処します。	[redacted]	
・BCJの本委員会では急勾配で寸法のばらつきのある階段について懸念が示された。また前回の部会ではモックアップの階段を作って安全性の実験をするように求められた。 実験としては手摺や照明の付加を考えている。バリアフリー新技術検証用のモックアップ階段でこの実験も実施したい。	[redacted]	
・中央に手摺をつける案もあるが、バリアフリーの新技術が使えなくなると困るので、そういう調整は今後あるという前提でやってほしい。	纐纈主査	
・水平閉鎖戸の試験も合わせてモックアップ階段で実施したい。	[redacted]	

以上

次回は9/12（水）09:30～

打合記録

作成年月日　2018/9/12

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT：　2020/2/18

作成者　[redacted]

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］　　（訂正版）	開催年月日	H30.9.12
		時間	9:30-10:45
		場所	消防局
出席者	＜消防局 予防部規制課 建築係＞服部係長、池田主任 ＜名古屋城総合事務所＞遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 ＜能美防災＞[redacted] ＜竹中工務店＞[redacted]		
配布資料	［能美防災より］火災予兆検知システムパンフレット２種類、火災予兆センサ特例システムについて、型式承認について ［竹中より］BCJ議事録（第６回部会ドラフト）、橋台平・立面図	配布先	

内容	発言者	対応者
［概要］大天守５階への設置を検討している吸引式感知器（火災予兆センサ）について能美防災より説明、打合せした。また竹中より9/3BCJ部会の報告をした。		
［吸引式感知器について］		
・（能美防災より説明）従来はクリーンルームなどで採用されていたが、最近は意匠性の高い建築物での採用事例が増えてきている。	[redacted]	
・昭和58年から採用。累計18000台ほど納入されている。誤報が起きないよう感度を変えることができる。		
・塩ビ製のサンプリング管１本とセンサ（筐体）１ケ、ファンが１セット。サンプリング管は１本で最長30m程度まで対応できる。サンプリング管を天井面に露出で設置する場合は、管に１～1.5mピッチで穴を開けておく。今回は隠蔽したいとのことなので、管の先端を天井面に開けた穴（Φ5～8mm）に差し込めば良い。機能的には最低１区画に１ヶ所あればよいが、管が天井面の穴から外れたりする場合も想定して、今回は最低２ヶ所としてはどうか。センサ部も天井内に設置すれば、入場者から全く気付かれない。	[redacted]	
・感知部分が「光電アナログ式分布感知器」、警報盤が「中継器」の扱いとなり、警報盤からＲ型受信機に接続される。	[redacted]	
・センサ部分にフィルタがあり、ホコリの除去はできる。	[redacted]	
→入場者の多い天守に設置するとホコリも多いので、すぐに詰まったりしないか。	服部係長	
→センサ側で吸引量をチェックし、警報を出すので、詰まればわかる。電気室等粉塵の多い場所でも採用実績がある。	[redacted]	
・非火災部分の空気を吸い込むことで減光率が小さくなり検出できないことが起こるのではないか。	服部係長	
→異なる区画毎にセンサーを設置する必要がある。	[redacted]	
・京都迎賓館でも設置している。14年間で一度も誤報はない。	[redacted]	
・天井面に管の先端を差し込むというが、地震等の振動でそれが外れたらわからないままか？	服部係長	
→半年に一回の消防点検で外観チェックしてもらう。	[redacted]	
→専用の試験ガスを検出させ点検する方法もある。	[redacted]	
→日常的にチェックできる方法としてほしい。	服部係長	
→金城温古録に５階天井に天井内に上がる点検口があって天井内を歩いて回ったという記述があるので、史実に則った対応で天井裏からの確認等はできると思う。	[redacted]	
・今回の内容については規制課内で検討しておく。	服部係長	
・<u>この感知器は、特例検定を受けている。</u>	[redacted]	
・<u>それならば、</u>特例申請は不要。着工届でよい。	服部係長	
・メンテナンス費を含め、従来システムとの比較表にて提案をいただきたい。	遠藤技師	
→了解しました。	[redacted]	
［日本建築センター（BCJ）部会の報告］		
・（議事録説明）		
・小天守１・２階に不特定多数を入場させる場合を除いて、部会で防災計画は了承された。不特定多数を入場させないとすれば、このまま評定書が出る予定。	[redacted]	
・不特定多数を入場させないとしたままの防災計画書と評定書でいいのか、もう一回部会を開催してもらって不特定多数を入場させた場合の計画を盛り込んだほうがいいのか、方針を名古屋城総合事務所様と調整させてほしい。	[redacted]	
・技術提案書の図面には、橋台から小天守石段への避難口が書かれているが、BCJの部会では有用性は認められず、名古屋市消防と橋台・小天守の消防・救助活動について調整するようにとのことだった。またご意見・ご指導あればよろしくお願いします。	[redacted]	

以上

次回は9/26（水）09:30～

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT： 2020/2/18

作成年月日 2018/9/28

作成者 [redacted]

		主担当GL	日付 ㊞
会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	H30.9.26
		時間	9:30~10:30
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店> [redacted]		
配布資料	［竹中より］　小天守避難計画案、橋台・大小天守立面図	配布先	

	発言者	対応者
［概要］小天守１・２階に不特定多数を入場させた場合の避難計画を提示、その他について打合せした。		
・前回の打合せで、橋台から小天守北側石段への避難経路について確認があったが、救助ははしご車で対応することを考えているので、技術提案書にあるような土塀への避難口は不要として良い。	池田主任	
・次回の日本建築センターの防災部会で小天守部分について協議したい。前回の部会までに不特定多数が地階の通路を通過し、１・２階にはスタッフ等だけの入場であれば、特に遮煙区画などの設定は不要ということで決着している。しかし、管理運営分科会で小天守１・２階を特別公開等で不特定多数の入場ができないものか問い合わせがあったので、その場合の建築センターとの協議内容を資料とともに残そうとするものです。	[redacted]	
・誘導灯は普段消灯させておいて、火報連動で点灯させるというのはだめか。 またプロット図を用意して相談させていただきたい。	[redacted]	
・誘導灯の設置高さについてなにか規制があるか。	[redacted]	
→ 誘導灯の設置高さの基準は今はない。	服部係長	
以上		
次回は10/16(火) 10:30-		

打合記録

作成
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT： 2020/2/18

作成者 [redacted]

			主担当GL	日付	㊞
会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	H30.10.16		
		時間	9:30-10:30		
		場所	消防局		
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 遠藤技師、森技師、早川技師 <竹中工務店> [redacted]				
配布資料	・消防隊進入口配置位置案 ・18/10/15BCJ部会資料	配布先			

	発言者	対応者
［概要］小天守１・２階に不特定多数を入場させた場合の避難計画を提示、その他について打合せした。		
・ 消防隊進入口について		
・開口寸法が不足しているため、提示された図のように40m間隔での設置は不可。代用進入口のように10m間隔とされたい。	服部係長	
・それに伴い進入口下端の床からの高さは条例にある0.8mでなく、1.2mとして良い。	池田主任	
・条例では進入口は高さ31m以下の3階以上の階に設置となっているが、それだと３階４階にのみ進入口を設置するだけとなる。そもそも1階が天守台石垣の天端を基準にしていることもあり、設置の必要な階は一度検討して後日連絡する。	服部係長	
・今回ご指導いただいた内容で、進入口の位置の資料を見直す。	[redacted]	
［消防→名古屋城］ 消防局規制課池田主任より電話にて、 消防隊進入口について、５階ははしご車も届かないことから進入口は設置しなくてよい。 ただし１階から４階まで１０ｍ毎に進入口を設けること。 火災予防条例のただし書きの解釈など指導基準は別添の通り。窓下端の床からの高さの記載はないが１．２ｍ以下を指導している。		
・ 日本建築センター(BCJ)の10/15の部会での協議資料を説明。		
・部会では対策①②のどちらがよくどちらがダメという指摘はなかった。条件として不特定多数を入場させる場合は地階での出火抑制を徹底することと、小天守の避難訓練でも常に不特定多数が１・２階にいるものとして行うこと、などの意見を頂いた。	[redacted]	
・これで部会での協議は終了し、10/29の本委員会に諮られ大きな指摘事項がなければ、その後防災計画書の最終版を作成し、防災評定書が出る予定。	[redacted]	
・ 今までの建築センター、安全センターとの協議の経緯についての資料をまとめてほしい。	服部係長	
以上		

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT： 2020/2/18

作成年月日

作成者 [redacted]

		主担当GL	日付	㊞
会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	H30.11.7	
		時間	9:30-10:10	
		場所	消防局	
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 遠藤技師、森技師、早川技師 <竹中工務店> [redacted]			
配布資料	・消防隊進入口配置位置案(改) ・18/10/15 BCJ第7回部会指摘事項回答書 ・18/10/29 BCJ本委員会指摘事項回答書 ・防災計画書最終版案	配布先		

	発言者	対応者
［概要］消防隊進入口の配置を10m毎に1ヶ所配置した案について協議した。日本建築センター(BCJ)の議事録(指摘事項回答書)について説明した。		
・ 消防隊進入口について		
・ 進入口が必要な１階～４階に10m毎に１ヶ所配置する案とした。また、内側の腰壁高さ(床から開口部下端までの高さ)を1.2m以下となるような高さの置き床を設置する案とした。	[redacted]	
・ この案で検討する。	服部係長	
・ 丸環は１階に設置しなくとも良い。	服部係長	
・ 置き床高さが中途半端なので、全て150mmで統一してはどうか。	遠藤技師	
・ この開口部の断面詳細図では、床板から窓開口部の下端までの高さとしているが、入側に畳を敷くこととすれば置き床は不要となる。今後の復元設計の検討の中で詰めていく項目としたい。	[redacted]	
・ BCJ協議、防災計画書について		
・ 小天守１・２階は当面スタッフ控室等とする予定だが、特別公開など将来不特定多数の入場もあり得るという仮定でその場合の防災計画をBCJに諮った。対策Ⅰ・Ⅱを検討し部会では出火抑制を厳しくすればいずれの案でも良いとのことだったが、その後の本委員会では対策Ⅱの採用は難しいとの指摘があった。	[redacted]	
・ 指摘を受けて小天守については対策Ⅰのみとし、最終版をまとめる。今後、最終版を提出すれば防災評定書は発行される予定。	[redacted]	
以上		
次回、~~11/28、~~12/12		

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT :　2020/2/18

作成年月日

作成者 [redacted]

	主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 [消防協議]	開催年月日	H30.12.12
		時間	9:30-10:00
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 纐纈主査、遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店> [redacted]		
配布資料	・システム評価資料案	配布先	

	発言者	対応者
[概要] 消防隊進入口の配置を10m毎に1ヶ所配置した案について協議した。日本建築センター(BCJ)の議事録(指摘事項回答書)について説明した。		
・ 前回議事録確認		
・ 消防隊進入口について	[redacted]	
・ 内側の腰壁高さだが、当初は畳敷きかもしれないが畳が取り外される場合も想定される。その場合は置き床を後で設置するなどして、常に腰壁高さが1.2mとなるようにすること。	服部係長	
・ 置き床の場合は固定という基準があるが、畳敷きで置き床がない場合は、畳は敷いたままでも固定している、という扱いでよいか	[redacted]	
・ よい	服部係長	
・ 進入口付近の外壁に設置のご指導のあった丸環の設置階は１階だけでなく2階も不要としたいが、要不要について何か基準がありますか？	[redacted]	
・ はしご車のバスケットが窓に直接取り付けられれば、つまり屋根の上を登って窓に取り付くことがなければ、丸環は不要としてよい。バスケット側面に扉が付いているものもあるので、その扉の開閉に必要な寸法は壁面（窓面）から離れていてもバスケットが窓に取り付いていると考えてよい。 そのチェックをした上で要不要を決めれば良い。	服部係長	
・ 今後システム評価資料等には「消防隊進入口」ではなく、「消防隊進入口に代わる開口部」と記載されたい。	服部係長	
・ 防災計画書案について		
・ システム評価でチェックするので、防災計画書に対しては特に意見はない。	服部係長	
・ システム評価資料説明		
・ 前回指摘があり訂正してきた部分の説明	[redacted]	
・ 屋内消火栓は25m包含だが、大天守１・２階は階のど真ん中に置かない限り一ヶ所での包含はできない。素人の質問だが、一ヶ所は屋内消火栓、もう一ヶ所は補助散水栓とすることはできないか。		
・ 技術基準1-10ページにあるように同一種の消火栓でないと使用者が混乱するので不可。	池田主任	
・ 避難経路にあたる階段付近に一ヶ所設置されてあって、その包含範囲から外れる部分にもう一ヶ所とするのが望ましい配置と考える。	服部係長	
以上		
次回、安全センターとの協議後とする。~~12/26(仮予定)~~ → 1/23		

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT :　　2020/2/18

作成年月日

作成者

			主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日 時間 場所	H31.1.23 9:30-10:30 消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 纐纈主査、遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店> [redacted]		
配布資料	安全センター打合記録(H31/1/8) 指摘回答(案) システム評価資料(改定版) 消火栓・アラーム弁室配置図(案)、配置ラフパース(案)	配布先	

内容	発言者	対応者
［概要］1/8安全センター打合せとその後の資料を報告。また消火栓の設置位置等について打ち合わせした。		
・安全センター、システム評価について		
・安全センターからの目次案に基づいて防災計画書を一部省いて資料を編集して持参したが、防災計画書のページは省かずに編集してほしいということだった。その編集し直したものを本日お持ちしている。	[redacted]	
・4-5ページの右下の[redacted]の配置を変更したので、東北角に変更後の図に差し替えている。以前の南西角の部屋では、ドアを開けると来場者から内部が丸見えになるので。	[redacted]	
→　4-4ページも同時に訂正しておくこと。	遠藤氏	
・打合せの際の指摘事項の回答書も作成した。防災拠点の配置人数などは名古屋城総合事務所様に確認して記載している。	[redacted]	
・消火栓・アラーム弁室の配置について		
・なるべく階段の下などに隠れるような配置を心がけた計画としいる。	[redacted]	
・１、３階で包含が少しはずれる部分があるが、自主設置という観点から緩和できないか。	[redacted]	
→　包含できるよう配置を調整されたし。	服部係長	
・２階の２ヶ所の消火栓は赤色ランプが見づらい。配置を調整されたし。	服部係長	
・補給水槽は設置できない旨、了解いただいた。	[redacted]	
・アラーム弁室は不燃材で作るのか。	服部係長	
→　そうです。	[redacted]	
・５階は階段手すりのすぐ横に設置を考えている。手摺より低くして目立たないように２号消火栓でなく、５階だけ補助散水栓としてよいか。　(※１)		
→　検討して回答する	服部係長	
・小天守は地階に、１・２階の分もまとめて３フロア分のアラーム弁をまとめて設置してよいか。 復元天守の白石城などの事例はある。（※２）	[redacted]	
→　検討して回答する	服部係長	

以上、次回2/13(水)

検討事項についてメールにて回答

※１ ： 大天守５階の消火栓について、スプリンクラーと同じ配管としてよいか　→　スプリンクラー機器不良もあり得る。その場合でも消火栓が働くよう別の配管とする。

※２ ： 小天守のアラーム弁室について、地階にまとめて１つでは駄目か　→　よい。

打合記録

作成年月日　2019/6/4

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT：　2020/2/18

作成者　[redacted]

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日 時間 場所	2019/6/3 13:30-15:30 消防局
出席者	<消防局　予防部規制課　建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 纐纈主査、遠藤技師、森技師 <竹中工務店>[redacted]		
配布資料	BCJ評定書 安全センター打合記録19.02.26. 安全センター指摘回答 コミニカインターホンカタログ抜粋 システム評価資料「設備編」「建築編」 「各設備の作動シーケンス」訂正 避難誘導シナリオ質疑回答書 「避難誘導シナリオ(各階配置)」 「外部の避難誘導」	配布先	

	発言者	対応者
［概要］2/26安全センター打合せでの指摘事項の回答資料について打合せした。		
・指摘事項01：訓練回数について		
・年２回を想定と回答してほしい。現在の実績として２ヶ月に１回開催と回答してよいかは名城事務所で再度確認する。 　（メールにて：現在の実施状況は安全センターに示さないように）	遠藤氏	
・指摘事項02：[redacted]		
・[redacted]	服部係長	
・指摘事項03：防災拠点と自衛消防組織の指揮命令系統について 　（特に意見、指摘なし）		
・指摘事項04：[redacted]避難誘導シナリオについて		
・地下階の遮煙区画のライン(黄色)が間違っているところがある。	服部係長	
・2-8ページ、出火階で自然排煙のために窓を開けて回るスタッフがいないのではないか	服部係長	
→　誘導スタッフの声がけで窓付近の観覧者に開けてもらうとか、他階からスタッフがかけつけて対応するというのではだめか。	[redacted]	
→　下の階からスタッフがかけつけると説明にしておきましょう。	服部係長	
・2-8、2-16、2-17ページの人数の計算を訂正すること。	遠藤氏	
・2-16、2-17ページの避難者の色を訂正すること。	遠藤氏	
・指摘事項05：監視モニターの設置箇所について		
・[redacted]にはモニターを設置しないのか。	遠藤氏	
・[redacted]	[redacted]	
・指摘事項06：シークエンスについて 　（特に意見、指摘なし）		
・指摘事項07：避難口誘導灯の音声・点滅機能について		
・[redacted]	[redacted]	
・うまくキャンセルできないかもしれないので、音声・点滅機能はなくてもいいのでは。	池田氏	
・スタッフが相当数いるので、スタッフによる誘導でも良いものとする。	服部係長	
・[redacted]	[redacted]	
→　[redacted]	遠藤氏	
・外部での避難誘導について		
・表二之門付近など、消防車両の進入経路と本丸内からの避難者の経路が逆になっており懸念しているが。	[redacted]	
→　消防隊の到着まで５分程度はかかるので、その間に多数避難できていると思われるので、交錯しても支障ないと思われる。	服部係長	
・今後のスケジュール		
・今日の資料を持って早々に安全センターに打ち合わせに行き、資料内容の確認と本委員会の開催日程の調整をしてくる。	[redacted]	
・本委員会に向けて課長のチェックができる日程とされたい。	服部係長	
・避難誘導シナリオなど運営に関する資料も多く、ソフトでの対応面など質疑対応も予想されるので、本委員会には名古屋城総合事務所様からもご出席をお願いします。	[redacted]	
次回、6/13(木)09:30～とする		

以上

(安全センターは6/10、10:00～でアポ)

打合記録

作成年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT： 2020/2/18

作成者 [redacted]

		主担当GL	日付	㊞
会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	2019/6/13	
		時間	09:30-10:00	
		場所	消防局	
出席者	〈消防局 予防部規制課 建築係〉服部係長、池田主任 〈名古屋城総合事務所〉鵜飼主査、遠藤技師、森技師 〈竹中工務店〉[redacted]			
配布資料		配布先		

	発言者	対応者
［概要］6/10安全センター打合せの報告と、システム評価資料の修正点を打合せした。		
・ 6/3にこちらに提示したシステム評価資料に対して、安全センターからは大きな変更等の指示されなかった。７月の委員会開催を目標にして申請書提出などの手続きに入ることとした。	[redacted]	
・ 名古屋城消防計画や避難誘導のスタッフの配置シナリオ等、竣工後のソフト面での対応の比重が大きいので、名古屋城総合事務所からも委員会への出席をお願いしたい。	[redacted]	
・ 煙感知器を全館設置しているので、プレアラームでまず現地へ確認に行き、より早期に覚知に務める、ということで資料を修正してほしい。	服部係長	
・ 資料の修正とともに安全センターへの申請手続きに入ります。	[redacted]	
以上		
次回は、7/2 09:30～		

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT：　2020/2/18

作成年月日

作成者 [redacted]

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	2019/7/2
		時間	09:30-10:00
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 額賀主査、遠藤技師、早川技師、森技師 <竹中工務店> [redacted]		
配布資料		配布先	

内容	発言者	対応者
［概要］7/17システム評価専門委員会に向けて資料の修正点等を打合せした。		
・ 6月議会の経緯、経済水道委員会での市長コメントを説明。	遠藤氏	
・ システム評価資料の修正点等を説明。	[redacted]	
以上		
次回は、7/23 09:30～ → 専門委員会後の7/31に延期		

打合記録

作成年月日	2019/8/1
作成者	[redacted]

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT： 2020/2/18

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	2019/7/31
		時間	09:30-10:45
		場所	消防局
出席者	＜消防局 予防部規制課 建築係＞服部係長、池田主任 ＜名古屋城総合事務所＞纐纈主査、遠藤技師、森技師、西村技師 ＜竹中工務店＞[redacted]		
配布資料	「質疑事項及び回答内容（名古屋城天守閣の避難誘導システム）」 スプリンクラー打合せ図	配布先	

内容	発言者	対応者
［概要］7/17システム評価専門委員会の指摘事項に対する回答案、スプリンクラーについて打合せした。		
・ 安全センターから指摘事項をまとめたものが送られてきたので、弊社にて回答案を記載してきたので、確認お願いします。	[redacted]	
・ 当日の指摘・質疑の他、3名の委員から追加があった。 ・ No.9 高齢者の移動速度に関する消防庁の通達がはっきりしない。安全センターからは介助者のいる要保護者の歩行時間についての通達を示されたが比較が難しい。安全センターと再度打合せしたい。	[redacted]	
・ No.11 ボランティアもトランシーバーを持つと解答欄にあるが、これではガイドボランティアまで含まれてしまうので、警備・誘導の係員が持つとすること。	遠藤氏	
・ No.13 消火栓のホース長は認定品のものであれば、25m包含に対して30mのホースとしてチェックしてよい。	池田氏	
・ 評価報告書案「遮煙区画とは何か」の回答は、当日事務局からは「建築基準法で求められているものではなく、煙を閉じ込めるためのものをいう」という説明だったので、すこしニュアンスが違っている。	池田氏	
・ 追加No.1 消防法施行規則第3条第4項には「大規模地震対策特別措置法」に規定する地震予知情報及び警戒宣言……とあるので、東海地震のままでよいと判断している。	池田氏	
・ 追加No.5 事務局からも[redacted]委員からの指摘は耐火建築物にでもしないと対応できないような指摘なので、そこまでしなくていいように日常管理と遮煙性能について対策をしている計画となっていることをご理解いただけるように説明していくしかないのでは、といわれている。回答内容については事務局と精査した上で委員に送付されることになると模様。	[redacted]	
・ スプリンクラーについて		
・ 大天守地階の明かり取りの窓は出窓形式だが、天井部分にSPは設置が必要ですか？	[redacted]	
→ 出火しないといえる根拠がないのではないか。	服部係長	
→ 設置する計画とします ・ アラーム弁室は不燃区画する原則は承知しているが、木造天守で不燃区画をする必要がありますか？（確認申請で木造復元をしている金沢城は木製の衝立があるだけ）	[redacted]	
→ 検討して後日回答する。	服部係長	

以上

次回は、安全センターとの協議の進展により後日設定する

打合記録

作成年月日　2019/9/12

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT：　2020/2/18

作成者　[redacted]

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	2019/9/11
		時間	09:30-10:30
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 <竹中工務店> [redacted]		
配布資料	「質疑事項及び回答内容（名古屋城天守閣の避難誘導システム）」 （別添資料、追加資料）	配布先	

	発言者	対応者
［概要］7/17システム評価専門委員会の指摘事項に対する回答案、追加質疑等について打ち合わせした。		
・ 前回議事録確認		
・ 屋内消火栓の包含のチェックで、放水距離を見込んでよいか。その場合何メートルとしてよいか基準はありますか？	[redacted]	
→ 放水距離は見込んでよいが、距離はケースバイケースなので、その都度相談されたい。	池田氏	
・ [redacted]、検討するよう連絡を頂いた。検討したところ、[redacted] 被水しないような覆いを付け、接点やモーター廻りを防水処理するなどの処置が必要です。[redacted]が、その方針でよろしいか？	[redacted]	
→ よい。	服部係長	
・ システム評価質疑事項の回答案について		
・ 前回の打ち合わせのあとも質疑事項が増え、8/16に[redacted]委員から追加質疑があり、17ページ以後に追加している。	[redacted]	
・ はしご車の架梯の図は、[redacted]委員長から事務局に要請があったようで、事務局としても断れないので回答の資料として提示したいと連絡があった。また事務局からは、その資料を提示することではしご車を使っての消防・救助活動にまで議論が及ぶのは今回の審議にそぐわないので、そのあたりはきちんと委員に説明し、はしご車の架梯が可能であることだけに議論をとどめるとのことであった。 もしも救助活動について問い合わせがあったとしても、回答できるように、窓上部(室内側)に丸環をつけ、ロープをフックで掛けて屋根の上を伝えるように計画したが、これを今後提示してもよいか。(追加資料-1)	[redacted]	
→ 今日の資料では窓の上にも丸環をつける図となっているが、意匠的な問題もあるので、場合によっては天守閣部会の了承も得たいので、今日は了承できない。	遠藤氏	
→ 勾配のある屋根の上を伝っての救助活動は、なにがしかの補助設備などがほしいが、議論が保留になったままのところでもある。	服部係長	
→ 人命に関わる設備は、史実と異なっていても設置できる方針だったので、提案した。	[redacted]	
→ 一旦、窓の上の丸環については、消した図で今回は安全センターに回答する。	[redacted]	
（→ 窓上部の丸環は中止し、窓の下の置き床となる箱内にロープを常備しておき、片方は固定されていて、もう片方を窓から外部に投げることができるようにする方針とし、安全センターへの資料としたい。(電話にて池田氏、遠藤氏に確認)）	[redacted]	
次回打合せ日は、9月議会終了後に調整する。		

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT : 2020/2/18

作成年月日 2019/11/28

作成者 [redacted]

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	2019/11/27
		時間	09:30-10:15
		場所	消防局
出席者	〈消防局 予防部規制課 建築係〉服部係長、池田主任 〈名古屋城総合事務所〉纐纈主査、遠藤技師、森技師、早川技師、西村技師 〈竹中工務店〉[redacted]		
配布資料	・10/18システム評価専門委員会指摘事項・回答案 ・上記回答添付資料案	配布先	

内容	発言者	対応者
［概要］10/18システム評価専門委員会の指摘事項に対する回答案等について打ち合わせした。		
・次回の専門委員会は12/17の予定。 ・５階から４階へ屋内で降りる救助袋は、技術的に設置できそうなので、図示してみた。５階北側の入側（廊下）とした案としたが、設置位置については委員会でご意見が出るかもしれない。	[redacted]	
・また、救助活動に関わる部分はシステム評価の対象ではないと事務局から言われているが、前回専門委員会後に[redacted]委員長が事務局に対して５階屋根の上でのバスケットまでの避難部分に滑り止めとなるような対策を検討するよう指示があったそうで、総合審議の欄に追記されてきている。 これについても屋根面に避難はしごを展張できるような案を示したいと思う。	[redacted]	
・この案で回答するのはいいが、更に追求されるようだったら、５階在館者に対してはプレアラームの段階で避難誘導を開始する（まずは階段に誘導し、階段での避難が難しくなれば救助袋を使う）などして、５階で一時待機となってしまう人数をなるべく減らすようにする、ということも考えておいてはどうか。	服部係長	
・はしご車での救出が可能かどうか、現地での検証を名古屋城総合事務所から消防局にお願いしている。候補日として12/2、3、16のいずれかで調整中。	纐纈主査	
次回は、1/14 09:30～		

打合記録

作成年月日　2020/1/14

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT：　2020/2/18

作成者　[redacted]

主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 ［消防協議］	開催年月日	2020/1/14
		時間	09:30-10:00
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 纐纈主査、遠藤技師、森技師、西村技師 <竹中工務店> [redacted]		
配布資料	・システム評価親委員会用資料［設備編］［建築編］	配布先	

	発言者	対応者
［概要］1/17に予定されているシステム評価親委員会の資料について説明し、打ち合わせした。		
・基本的には、専門委員会の資料の内、設備編の末尾に専門委員会での指摘事項や追加資料を添付した構成としている。設備編本編の中でも救助袋の設置等について、必要に応じ追記している。 建築編は変更なし。	[redacted]	
・プレアラームで確認や避難誘導開始などするので、大天守内に逃げ遅れが発生しないという事を前提とした上でのシステム評価担っているということを説明の原則としてほしい。	服部係長	
・５階に設置する救助袋は、法定点検の対象にはならないがどうするのか。 ・点検や訓練など、法定の消防用設備に準じた扱いになると思う。	服部係長 [redacted]	
・専門委員会では、大天守と小天守が一棟と勘違いされた委員もいらしたので、親委員会では別棟であることをわかりやすく説明したほうが良い。	池田氏	
・「消防用設備等 技術基準（通則・運用・特例基準）」64～65ページにはしご車（名古屋市で最大のもの）の仕様が載っているので、天守台石垣からの離隔距離・柵の設置等の検討の際には参考にされたい。	池田氏	
次回、2/4、9:30～		

打合記録

作成年月日　2020/2/4

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT :　2020/2/18

作成者 [redacted]

		主担当GL	日付	㊞

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 [消防協議]（ドラフト）	開催年月日	2020/2/4
		時間	09:30-10:00
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部規制課 建築係> 服部係長、池田主任 <名古屋城総合事務所> 纐纈主査、遠藤技師、森技師 <竹中工務店> [redacted]		
配布資料	・第37回消防システム評価委員会議事録(案) ・名古屋城天守閣整備事業 消防設備システム評価について（以下、評価書案）	配布先	

	発言者	対応者
[概要] 1/17のシステム評価親委員会の報告と、今後の消防協議について、打ち合わせした。		
・ システム評価の評価書は今年度内に出る予定だが、これを受けて令第32条特例の申請時期はどういうタイミングで行ったらよいか。	[redacted]	
・ 建築審査会（３条認定）の許可申請の際に、工事計画届が必要になる。その工事計画届につけることになる。	服部係長	
・ 建築指導課とも打合せ・協議して、建築審査会前後の手続きについて整理させてほしい。	[redacted]	
・ 近々に整理して、必要な手続きとスケジュールを記録に残しておきたい。	纐纈主査	
・ 評価書案50ページ「第7 付帯事項」４には、３階４階の屋根面にも金属はしごの設置を「所轄消防機関と協議し施工すること」とあるが、３階４階への金属はしご設置は確定なのか？	遠藤氏	
・ 施工は協議結果により必要とされれば設置するの意のつもりでいる。委員会当日にも議事録にもない話なので、安全センターに確認する。	[redacted]	
・ 評価書案に各階防災設備の配置図があるが、機器の設置位置を今後調整しても支障ないか。	[redacted]	
・ この図はざっくりとした図なので、設置位置の調整は可と考えている。	服部係長	
・ 今後は大天守東面の進入口を使った救助に必要な設備等の打合せが残っているという認識でいる。	服部係長	
・ では、次回以降の協議として、32条特例・許可申請のスケジュールと進入口を使った救助方法について協議させていただく	[redacted]	
次回、2/27(木) 09:30～		
(安全センター 技術部 [redacted] 氏 2/5 16:40 tel.にて　：評価書案「第7 付帯事項」４については、名古屋市消防との救助方法の検討結果により３階４階にも必要とされれば設置する、の意と解してもらって良い。施工は無条件で必須というわけではない。)		